

回答書

2020年8月5日

認定特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

トヨタ自動車株式会社
モビリティサービス事業部
部長 荒井 邦彦



2020年6月5日付けでいただいた再申入書について、以下に回答いたします。

弊社は一般社団法人全国レンタカー協会加盟法人であり、約款構成は同協会の標準貸渡約款に準拠した内容で作成しております。

なお、修正約款の施行は、2020年10月以降の対応を予定しております。

(1) 約款第17条第5項(2)にいう別な定めについて

以下の通り修正します。

「(2)当社が「違法駐車について」(<https://rent.toyota.co.jp/guide/use/ihouchusha.aspx>)に定める駐車違反違約金(上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)」

(2) 約款第25条第1項及び第2項について

以下の通り修正します。

第25条第1項

「約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人の氏名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報(以下「貸渡情報」という)が全レ協システム及び貸渡注意者リストに7年を超えない期間登録されることに同意するものとします。」

第25条第2項

「約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は、次に掲げる事項に同意するものとします。」

(3) 約款第29条第6項について

第29条第6項ただし書きについて、レンタカー会社が責任を負う場合についての立証責任に関してご指摘をいただきました。

第29条は、レンタカーが使用中に故障等により使用できなくなったときには貸渡契約が終了するとともに、その際の費用負担についてルールを定めています。

レンタカーは貸し出した後の管理については借受人又は運転者に任せており、レンタカー会社が管理をしていません。したがって、貸渡期間中のレンタカーの管理については、借受人又は運転者において適切に行っていただくことが必要です。

このため、同条第2項で、原則として、使用不能になった場合は借受人が費用負担するなどの

ルールを定めるとともに、第3項から第5項まででレンタカーに不具合があった場合やだれの責任でもない場合の費用負担ルールを定めています。

そのうえで、ご指摘を受け、レンタカー会社が損害賠償責任を負う場合について昨年の約款の見直しで第6項のただし書きを新たに規定しました。第6項のただし書きを追加した趣旨は、消費者の権利を拡充するものであり、貸渡し後はレンタカー会社の管理を離れるという事情の下では、同項は、必ずしも消費者の利益を一方向的に害するとまでは言えず、民法第1条第2項に規定する基本原則に反するものではなく、消費者契約法第10条に抵触しないと判断しております。

(4) 約款第30条第1項及び第2項について

指摘は、借受人が無過失であることの立証責任についてでしたが、あらためて本条について検討しました。本条はレンタカーに対する損害と第三者への損害とを一つの条文で書いていたため、整理が十分ではありませんでした。

このため、

第1項は、貸渡しを行ったレンタカー会社に対する借受人の債務不履行に基づく損害賠償責任の規定とし、借受人などが責めに帰することができない事由によるものか否かは借受人が立証することとしました。

第2項は、第1項の損害のうち一部の損害についての具体的な規定なので同項を受ける規定としています。

また、第3項を設け、同項は第三者などに対する不法行為に基づく損害賠償責任の規定とし、

① 借受人だけではなく、運転者が第三者などに対し損害を与えることがあるので、対象に運転者も加えるとともに

② 借受人などに故意又は過失があるか否かは、損害を受けた第三者などが立証することとしました。

なお、第3項で運転者も対象としたため、第31条の改正も行っています。

(5) 約款第32条について

以下の通り修正します。

「当社は、借受人が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金および契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還するものとします。」

以上